

平成18年度政策の実績評価書

評価実施時期：平成19年7月

担当部局名：林野庁企画課

【施策名】

林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進

政策体系上の位置付け -

【施策の概要<目指す姿>】

林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る。

【施策に関する目標】

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。

目標	望ましい林業構造の確立			
	＜達成目標＞	18年度目標値	実績値	達成状況
(ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体 ^{注1} ・事業体 ^{注2} による事業量のシェアを増加させる。 (素材生産量 基準：平成17年度：48%→目標：平成27年度：60%) (造林・保育面積 基準：平成17年度：58%→目標：平成27年度：70%) (イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる。 (基準：平成17年度：2,200→目標：平成27年度：2,600) 〔平成18年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、以下の指標を用いて総合的な判定を行うこととする。〕			(実績値は2010年農林業センサスにより把握)	有効性の向上が必要である。
指標(1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量(用材) ＜労働生産性が向上すること＞			・ 素材生産の労働生産性 平成16年度：4.51m ³ /人日 → 17年度：4.74m ³ /人日 ・ 国産材の供給量 平成16年：16,555千m ³ → 17年：17,176千m ³	
指標(2) 高性能林業機械の普及台数 ＜高性能林業機械の普及台数が増加すること＞			平成16年度：2,726台 → 17年度：2,909台	
指標(3) 森林組合に占める中核組合 ^{注3} の割合 ＜森林組合に占める中核組合の割合が増加すること＞			平成16年度：26% → 17年度：34% (見込値)	
指標(4) 森林組合による長期経営・施業受託面積(私有林) ＜森林組合による長期経営・施業受託面積(私有林)が増加すること＞			平成16年度：587,190ha → 17年度：608,093ha (見込値)	

<目標に関する分析結果>

(1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量（用材）

素材生産における労働生産性は、近年現状維持で推移していたところであるが、平成16年度の $4.51\text{m}^3/\text{人日}$ から17年度は $4.74\text{m}^3/\text{人日}$ （平成16年度比105%）に向上し、国産材の供給量は、平成16年の16,555千 m^3 から17年には17,176千 m^3 （平成16年比104%）に増加している。

このことは、関連する政策手段により、経営規模の拡大や生産性の向上に取り組む事業体等の育成・確保が図られたことによる効果と考えられる。

また、素材生産の労働生産性は事業規模が大きい事業体ほど高く、その伸び幅も大きい傾向にあることから、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進んでいるものと考えられる。

(2) 高性能林業機械の普及台数

平成16年度（2,726台）から17年度（2,909台）の増加台数の内訳をみると、保有形態別の上位は森林組合（73台）会社（66台）個人及び林業労働力支援センター（24台）の順、機種別の上位はフォワーダ^{注4}（70台）スイングヤーダ^{注5}（56台）プロセッサ^{注6}（53台）の順となっている。

これらのことから、法人形態の林業事業体等を中心に、フォワーダ、スイングヤーダ等の高性能林業機械の導入が進み、その効率的な利用により素材生産の労働生産性の向上が図られたものと考えられる。

また、事業規模が大きい事業体ほど高性能林業機械を利用している割合が高く、自己所有のものを利用している割合が高い傾向にあることから、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進んでいるものと考えられる。

(3) 森林組合に占める中核組合の割合

森林組合数は、平成16年度の905組合から17年度には846組合（見込値、H16年度比93%）に減少している。

一方、中核組合数は、平成16年度の239組合から17年度には284組合（見込値、平成16年度比119%）に増加しており、森林組合に占める中核組合の割合は平成16年度の26%から17年度には34%に増加している。

このことは、関連する政策手段の実施とあわせて、森林組合系統組織をあげて組織・事業の再編と経営管理体制の強化への取組を進めてきた効果と考えられるが、非中核組合同士の合併で誕生した合併組合の中には、合併後も中核組合となっていない組合もあることから、さらなる経営基盤の強化が必要と考えられる。

また、中核組合は必ずしも効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の要件を満たす者ではないものの、厳しい経営環境の中でも一定の事業利益を確保し、自立的経営を実現できる者として育成しているものであり、その数が増加していることは、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成につながるものと考えられる。

(4) 森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林）

森林組合による私有林の長期経営・施業受託面積は増加傾向にあり、平成16年度の587,190haから17年度には608,093ha（見込値、平成16年度比104%）に増加している。また、私有林の長期経営・施業受託を行う森林組合数も増加傾向にあり、平成16年度の157組合から17年度には165組合（見込値、平成16年度比105%）に増加している。

このことは、関連する政策手段の実施により、森林組合が森林所有者から長期的に経営や施業を受託するなど、施業の集約化を推進し、経営規模の拡大や生産性の向上が図られたことによる効果であり、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進んでいるものと考えられる。

しかしながら、私有林の長期経営・施業受託に取り組む森林組合は全体の20%であり、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成を促進するためには、今後、施業等の集約化を推進するための人材の育成や条件整備が必要と考えられる。

以上のように、設定した4指標の分析結果から、関連する政策手段により、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進み、これらの者による事業量のシェアが増加しつつあるものと考えられ、一定の有効性が認められる。

しかしながら、素材生産費は諸外国と比較して高コストにあることから、労働生産性の向上や施業等の集約化に関連する取組をさらに推進し、効率的かつ安定的な林業経営を育成していくことが必要である。

<改善・見直しの方向性>

効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造を確立するためには、労働生産性の向上や施業等の集約化に関する取組をさらに推進し、効率的かつ安定的な林業経営を育成していくことが必要である。

このため、作業道の整備と高性能林業機械の導入など林業の生産性の向上、施業等の集約化の推進により経営規模の拡大に取り組む林業事業体等の育成・確保など従来の取組を引き続き行うほか、森林所有者への施業プランの提案や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備・普及に必要な技術を習得し、木材の安定供給と低コスト化を推進する人材の育成、在村者に比べて施業の実施率の低い不在村森林所有者への施業の働きかけの強化や世代交代等により不明確となっている森林の境界の明確化等、施業等の集約化を推進するための条件整備などの取組を進めていくこととする。

消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義（森林による二酸化炭素の吸収・貯蔵の促進による地球温暖化防止への貢献等）について広く国民の理解を得ることなどにより、国産材の供給・利用を拡大する。

目標	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進		
	<達成目標>	<18年目標値>	<実績値>
			<達成状況>
国産材の供給・利用量を拡大する。 (基準:平成16年:17,333千 m^3 →目標:平成27年:23,000千 m^3)		16,946千 m^3	18,197千 m^3 (見込み値)
			(A)

<目標に関する分析結果>

国産材の供給・利用量については、合板分野での加工技術の向上により、間伐材等の小径木が効率的に加工可能となったこと、国内市場における国産材ニーズが高まってきたこと、国産材製品利用に対する企業や消費者の認識の拡大等から、平成15年以来4カ年連続での増加が見込まれており、目標を達成する見込みである。

木材供給の面からは、今後、スギ、ヒノキを中心として供給ポテンシャルが増大することから、木材の需要構造の変化等に対応し、需要者ニーズに応え得る国産材の供給体制の構築に向けた取組が必要である。

木材利用の面からは、国産材の利用拡大を図るため、消費者、一般企業等の木材に関する関心や理解を高め、木材製品が売れる環境をつくるなど戦略的な普及や林地残材等の木質バイオマスの総合的な利用を図るための取組が必要である。

<改善・見直しの方向性>

国産材の供給・利用量の拡大を一層推進するために、木材供給については、部材ごとに求められる性能や、スギ・ヒノキ等の人工林材の特性等を踏まえた国産材シェアの拡大、品質・性能の確かな製品を安定的に供給できる競争力の高い製材・加工体制の整備及び品質・性能、量といった需要者のニーズに的確かつ迅速で安定的に対応できる流通構造の改革を推進していくこととする。

木材利用については、消費者、一般企業に対する「木づかい運動」を引き続き推進するとともに、国産材需要の大半が住宅資材であることから住宅生産者等に対しては、原木の安定供給を含め、品質・性能の確かな木材製品の供給体制を整備していくこととする。また、賦存する木質バイオマスをエネルギー及び製品の原材料として利活用する施設の整備、林地残材等を利活用する仕組みの構築を推進していくこととする。

【施策に関する評価結果】

林業は、再生産可能な循環型資源である木材を生産するという重要な役割を果たすとともに、森林の健全な育成を担い、森林の多面的機能の発揮を支えている。また、木材産業は、林業を通じて生産された木材を多様な形態に加工し供給していくという重要な役割を果たしている。我が国の人工林資源は、現在利用可能な時期を迎えつつあり、成熟した資源を利用しつつ、多様なニーズに応える森林整備を進めていくことが重要である。

このような中、望ましい林業構造の確立については、素材生産の労働生産性の向上や森林組合による施業受託面積の増加等が見られ、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進んでいるものと考えられるが国産材の競争力を高め、林業の採算性を向上させるためには、さらに施業の集約化や路網と高性能林業機械の組合せ等により生産性の向上を図り、原木の生産コストの低減や量的に安定した供給を推進していくことが必要である。

また、国産材の供給・利用量については、4年連続して前年を上回る結果となり、着実に増加している状況であるが、平成27年の目標達成に向け、流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給による国産材製品に対する信頼性の向上を推進するとともに、消費者の視点に立った製品開発や木材の良さ、国産材利用の意義等を広めるなどの利用拡大のための普及啓発活動を一層推進していくことが必要である。

さらに、利用されずに森林内に残されていた小径材等の木質バイオマスの利用を推進し、木材を総合的に利用することにより林業の採算性の向上につなげていくことが重要である。

【施政方針演説等内閣の重要方針及び森林・林業基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項（抜粋）
第166回国会施政方針演説	平成19.1.26	（「健全で安心できる社会」の実現） 「京都議定書目標達成計画」に基づき、地球温暖化対策を加速します。
森林・林業基本計画	平成18.9.8 閣議決定	第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 4 林産物の供給及び利用に関する目標

【政策評価会委員の意見】

--

1 データ、資料等

目標 望ましい林業構造の確立

<目標設定の考え方>

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立が必要であることから、「望ましい林業構造の確立」を目標とする。

また、この成果を把握するため、森林・林業基本計画を踏まえ、平成27年における

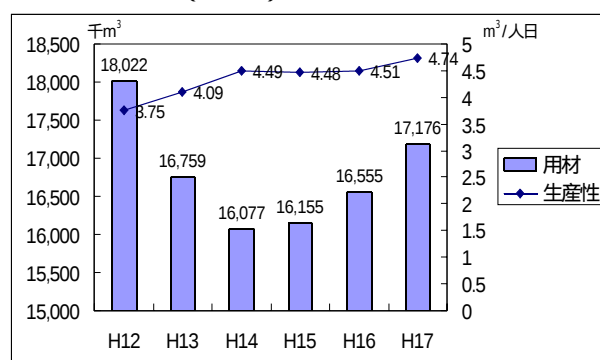
(ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを素材生産量の6割、造林・保育面積の7割とすること

(イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を2,600とすることを数値目標として設定する。

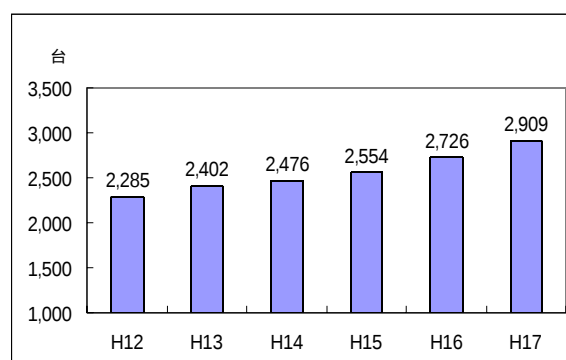
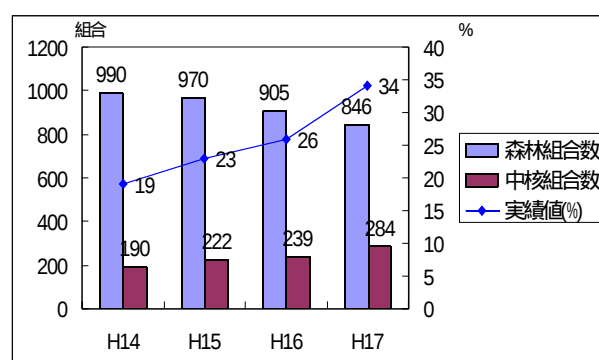
なお、この数値は農林業センサスにより把握可能であるが、平成18年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、参考指標を用いて総合的な判定を行うこととする。

<参考指標と実績値の推移>

(1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量(用材)の推移

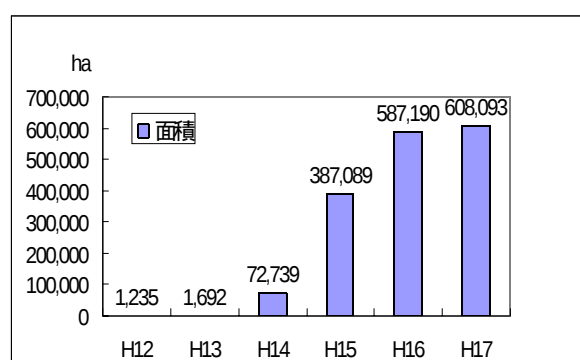


(2) 高性能林業機械の普及状況

(3) 森林組合に占める中核組合^{注3}の割合

(4) 森林組合による経営・施業の受託状況

(森林組合による長期経営・施業受託面積(私有林))



(把握の方法)

(1) 「素材生産費等調査」、「木材需給表(林野庁)」により把握。

(2) 「林野庁業務資料」により把握。

(3)、(4) 「森林組合統計(林野庁)」により把握。

< 目標達成状況の判定方法 >

平成27年の望ましい林業構造においては、今後、森林施業^{注7}等の集約化をはじめとする各種施策により生産性の向上や経営規模の拡大を図り、目標値を達成することを目指していることから、生産性、経営規模、集約化に関連する指標(1)～(4)を用いて、総合的に有効性を判定する。

- (1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量（用材）の推移：労働生産性が向上すること。
- (2) 高性能林業機械の普及状況：高性能林業機械の普及台数が増加すること。
- (3) 森林組合に占める中核組合の割合：森林組合に占める中核組合の割合が増加すること。
- (4) 森林組合による経営・施業の受託状況：森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林）が増加すること。

【参考データ】

○ 素材生産規模別の労働生産性の推移（単位：m³/人日）

素材生産規模	H12	H17
50m ³ 以上 ～ 500m ³ 未満	1.4	1.7
500m ³ 以上 ～ 1,000m ³ 未満	1.8	2.7
1,000m ³ 以上 ～ 2,000m ³ 未満	2.5	3.3
2,000m ³ 以上 ～ 5,000m ³ 未満	3.1	3.9
5,000m ³ 以上 ～ 10,000m ³ 未満	3.7	5.0
10,000m ³ 以上 ～	4.5	6.2

出典：「農林業センサス」農林水産省

○ 素材生産規模別の高性能林業機械利用率（単位：％）

素材生産規模	H12
50m ³ 以上 ～ 500m ³ 未満	14
500m ³ 以上 ～ 1,000m ³ 未満	21
1,000m ³ 以上 ～ 2,000m ³ 未満	30
2,000m ³ 以上 ～ 5,000m ³ 未満	48
5,000m ³ 以上 ～ 10,000m ³ 未満	66
10,000m ³ 以上 ～	77

出典：「農林業センサス」農林水産省

○ 林業経営改善計画の新規認定者（個人・会社等）数

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
認定者数	28	59	43	28	27	22	15

出典：林野庁業務資料

○ きのこと類の生産量

（単位：万t）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
生産量	36.8	37.1	36.7	39.5	40.6	41.7	(39.9)

出典：林野庁業務資料

（ ）の数字は見込値

目標 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

< 目標設定の考え方 >

森林の有する多面的機能の発揮のため、森林の適正な整備が行われることを通じて木材が生産される中で、この木材の適切な供給・利用により、伐採、植栽、保育等のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的かつ健全な発展が図られる。

このため、木材の供給については、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要である。

また、木材の利用については、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材需要が増進されることが重要である。

これらのことから、「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年の木材供給・利用量の目標を数値目標として設定する。

なお、この木材供給・利用量は、

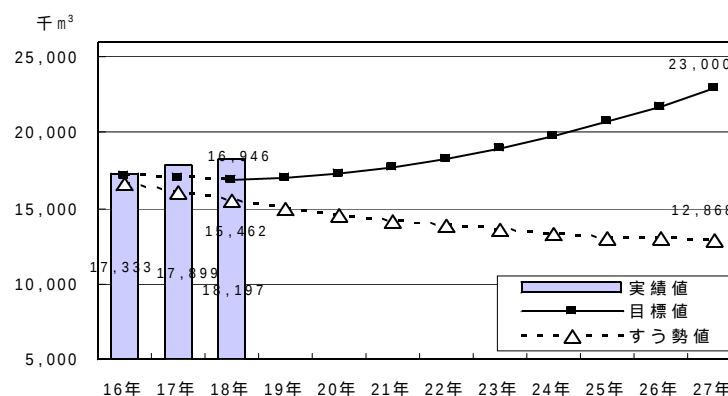
- 森林の有する多面的機能の発揮や木材の供給の確保のため重点的に取り組むべき事項が適切に実施されることにより各般の課題が解決され、かつ、「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の区分にふさわしい森林の施業が実施された場合
 - 今後の需要動向を見通しつつ森林の整備を進める中で供給される木材の適切な利用を図るため重点的に取り組むべき事項が適切に実施されることにより各般の課題が解決された場合
- において実現可能なものと位置づけている。

（目標値について）

「森林・林業基本計画」においては、平成27年の木材の供給・利用量(目標)は23,000千 m^3 となっていることから、過去10カ年間のトレンドが平成27年に23,000千 m^3 に到達するように、年を変数とする二次曲線を作成し、各年の目標値を設定する。

< 目標値と実績値の推移 >

国産材の供給・利用量



すう勢値は、従前のとおりの政策を進めていった場合の木材の供給・利用量を示している。

（把握の方法）

木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材需給量を集計

< 目標達成状況の判定方法 >

毎年の目標値を上回った場合をA、すう勢値を下回った場合又は前年度の実績の90%未満の場合をC、それ以外をBとする。

【参考データ】

○ 国産材の供給・利用量

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
用 材	18,022	16,759	16,077	16,155	16,555	17,176	(17,473)
製材用材	12,798	11,766	11,142	11,214	11,469	11,571	9月下旬
パルプ・チップ用材	4,749	4,509	4,370	4,293	4,249	4,426	"
合板用材	138	182	279	360	546	863	"
その他	337	302	286	288	291	316	"
薪 炭 材	233	213	190	181	169	159	(159)
しいたけ原木	803	718	653	634	610	565	(565)
合 計	19,058	17,690	16,920	16,970	17,333	17,899	(18,197)

出典：林野庁「木材需給表」ほか
注：1) H18は見込値であり、用材については、「平成18年木材（用材）実績見込み」（平成19年3月30日公表）の値。薪炭材及びしいたけ原木については、H17の実績と同様に推移するものと仮定。

- 2) 数値の合計値は、四捨五入のため一致しない場合がある。
3) 用材の「その他」は、構造用集成材、再生木材等である。

○ 製材工場規模別素材入荷量推移

(単位：千 m^3 、%)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
7.5～150kw	10,502	9,271	8,263	7,780	7,267	6,677	(6,421)

150～300kw	5,154	4,452	4,099	3,967	3,859	3,629	(3,569)
300kw以上	10,870	10,156	9,959	10,110	10,579	10,234	(10,352)
合 計	26,526	23,879	22,321	21,857	21,705	20,540	(20,342)
300kw以上の割合	41.0	42.5	44.6	46.3	48.7	49.8	(50.9)

注：平成12年～平成17年については木材需給報告書、平成18年については木材統計及び平成16年から平成17年のトレンドによる。

○製材工場規模別従業員数

(単位：人)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
7.5～150kw	48,363	43,712	40,239	37,657	34,709	30,878	(28,449)
150～300kw	12,020	10,807	10,159	9,128	8,768	7,670	(6,939)
300kw以上	13,242	12,493	11,974	11,808	11,641	10,611	(10,001)
合 計	73,625	67,012	62,372	58,593	55,118	49,159	(45,389)

注：平成12年～平成17年については木材需給報告書、平成18年については木材統計及び平成16年から平成17年のトレンドによる。

○製材工場規模別生産性推移（素材入荷量÷従業員数）

(単位：m³/人年)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
7.5～150kw	217	212	205	207	209	216	(226)
150～300kw	429	412	403	435	440	473	(514)
300kw以上	821	813	832	856	909	964	(1,035)
合 計	360	356	358	373	394	418	(448)

○建築用製材品の人工乾燥材生産の割合

(単位：%)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
乾燥材割合	13.7	14.5	16.7	19.6	21.5	22.6	(24.0)

出典：林野庁業務資料

○集成材・合板用素材の国産材利用量

(単位：千m³)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
国産材利用量	501	535	667	793	1,029	1,341	1,884

出典：林野庁業務資料

○国有林の収穫量

(単位：万m³)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
収 穫 量	407	574	599				

出典：林野庁業務資料

○技術開発成果の活用状況

(単位：課題数)

	H14年度 終了課題				H15年度 終了課題			H16年度 終了課題		H17年度 終了課題	
	H15	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H17	H18	H18	H18
実用化されているもの	9	19	20	(20)	3	4	(4)	4	(4)	(3)	(3)
実用化するための実証展示の段階のもの	10	5	4	(4)	3	2	(2)	6	(6)	(3)	(3)
実用化するための予備試験を実施中のもの	12	7	7	(7)	2	2	(2)	3	(3)	(7)	(7)
実質的な活用なし										(2)	(2)
合 計	31	31	31	(31)	8	8	(8)	13	(13)	(15)	(15)

出典：林野庁業務資料

()の数字は見込値。

【その他参考データ】

○主要学会誌等掲載論文数(林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進関連部門)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
掲載論文数	247	205	221				

「掲載論文数」は、(独)森林総合研究所における掲載数を計上。

出典：林野庁業務資料

2 用語解説

注1	林業経営体	林地の所有、借入などにより森林施業を行う権限を有する世帯、会社等
注2	林業事業体	他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者等
注3	中核組合	健全な財務基盤と的確な経営判断のできる体制が整備され、森林所有者の負託に応える自立的経営を実現できる森林組合として都道府県知事から認定を受けた組合
注4	フォワーダ	グラップルクレーンで玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械
注5	スイングヤーダ	主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機
注6	プロセッサ	林道や土場などで集材されてきた材の枝払い、測尺玉切りを連続して行い、玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械
注7	森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること

(注) 農林水産省政策評価基本計画

http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20070402press_1b.pdf

実績評価(政策手段シート)

政策分野	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進
------	----------------------------

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)				
	望ましい林業構造の確立	林業生産流通振興事業費補助金	・新規林業就業者の確保・育成 ・施業等の集約化の推進により経営規模の拡大に取り組む林業事業体等の育成・確保	・効率的かつ安定的な林業経営体を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアの増加 目標: 素材生産量の60% 造林・保育面積の70%(平成27年度)	7,763	新規就業者の確保・育成を図るため、緑の雇用担い手対策事業により、森林整備の担い手として必要な専門的スキル・技術を習得させる実地研修等を実施した。 研修修了者の本格就業移行率96%
		強い林業・木材産業づくり交付金のうち望ましい林業構造の確立	作業道の整備と高性能林業機械の導入など林業の生産性の向上に資する施設整備	・効率的かつ安定的な林業経営体を担い得る林業経営体・事業体の数の増加 目標: 2,600(平成27年度)	6,990 の内数	生産性の向上を図るために作業道等の整備と高性能林業機械の導入を実施した。 指標(2) 高性能林業機械の普及台数 H16: 2,726台 H17: 2,909台
		林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金のうち林業就業促進資金造成費	新たに林業に就業しようとする者に対する資金の貸付		18	新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を図るため、就業準備に必要な資金の貸付を実施した。 貸付額は平成19年7月上旬取りまとめ予定
		林業生産流通振興民間団体事業費補助金(うち多面的機能高度発揮総合利用システム開発事業費、林業後継者活動支援事業費、吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業費を除く)	森林組合等の経営の健全化のための経営改善支援活動の推進	・中核組合数の増加 (H16: 239組合)	95	森林組合の経営能力の向上のため、効率的な事業運営の指導等を行った。 中核組合数 H16: 239組合 H17: 284組合

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業振興対策調査等委託費のうち 林業労働災害防止フロンティア事業費	林業労働災害防止機械器具等の開発改良	労働災害件数の減少 第10次労災防止計画期間(H15～19)の労働災害件数の9次の総件数に対する減少率 目標:20%減	37	労働災害を防止するための最新の技術等を取り入れた機械・器具等の開発・改良を実施した。 労働災害件数 H17:2,171件 H18:1,972件
		強い林業・木材産業づくり交付金のうち 林業担い手等の育成確保	・リーダーとなる林業就業者の育成 ・林業労働災害防止のためのセミナー等の実施		6,990 の内数	林業就業者の確保・育成を図るため、リーダーとなる林業就業者の養成、林業労働災害防止のためのセミナー等を実施した。 労働災害件数 H17:2,171件 H18:1,972件
		林業生産流通総合対策事業推進費補助金のうち 特用林産物消費・流通総合支援対策事業費	・特用林産物の需要拡大を図るための全国規模でのPR活動や大消費地でのフェアの開催等の実施	きのこ類の生産量の増加 目標:42.5万トン(平成27年度)	59	全国規模でのPR活動や特用林産物フェア等需要拡大に向けた取組の実施した。平成18年度におけるきのこ類の生産量が前年比96%の39.9万トン(見込値)となった。(平成19年8月上旬(確定値)取りまとめ予定)
		強い林業・木材産業づくり交付金のうち 特用林産物の振興	・特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備		6,990 の内数	きのこ生産施設等の整備した。平成18年度におけるきのこ類の生産量が前年比96%の39.9万トン(確定値)となった。

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)				
		林業普及指導事業交付金	森林法第195条第1項に基づく、都道府県に対する林業普及指導事業交付金の交付	指導林家一人当たりの年平均活動日数 目標: 7日(平成15年度) → 10日(平成20年度)	520	林業普及指導事業を通じて、森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識の普及を行うとともに、林業研究グループの地域活動に対する支援等を行った。
		林業生産流通振興民間団体事業費補助金のうち林業後継者活動支援事業費、吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業費	林業後継者の育成・確保を図るための活動等の推進		161	指導林家平均活動日数 平成17年度 7日 平成18年度 8日
		独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち林業経営関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,443 の内数	掲載論文数 462本 研究者数 449人 一人当たり論文数 1.03本/人
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち林業経営関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		154 の内数	中期目標の達成に必要な共同溝温湿度警報監視システム等の施設の整備を行った。
		農林漁業金融公庫資金	林業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利な資金の貸付 特用林産物の生産等施設の取得にかかる資金の貸付	-	貸付計画額 63,060 の内数	造林等に必要な資金の貸し付けを行った。 平成18年度実績は、平成19年7月末頃に取りまとめ予定。なお、平成17年度の実績は、1,708件貸付。 林産物の生産等に必要な資金の貸し付けを行った。 平成18年度実績は、平成19年7月末頃に取りまとめ予定。なお、平成17年度の実績は、16件貸付。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業・木材産業改善資金	林業・木材産業経営の改善及び林業従事者の福祉向上のための中・短期の無利子資金の貸付 ()	-	貸付枠 10,000 の内数	林業者・木材産業事業者等が経営改善等のために行う新たな事業の開始、生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に対し、都道府県から貸し付けを行った。 (実績値平成19年7月末とりまとめ予定) (参考)平成17年度貸付件数298件、貸付額25億円
		農林漁業信用基金出資金のうち 木材産業等高度化推進資金(林業経営基盤強化法)	木材の生産又は流通を担う事業者が行う事業の合理化及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金を低利で融通する措置 ()	-	融資枠 126,800	事業合理化を推進するために必要な資金を低利で融通する措置を行った。 (平成18年度実績(見込値):貸付件数、貸付額は、平成19年8月取りまとめ予定)
		森林保険特別会計 森林保険費等歳出費	森林所有者等からの保険料によって運営されている森林国営保険において、被災した契約森林に対して保険金等を支払う。	-	5,530	平成18年度は40.3億円程度の保険金の支払を行った。
		林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	・都道府県知事による林業経営改善計画の認定 ・森林の所有権の移転や施業等のあっせん等	-	-	森林の所有権の移転や施業等のあっせん等 実績なし。
		入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	入会林野又は旧慣使用林野である土地に係る権利関係の近代化を助長し、農林業上の利用の増進を図る。	-	-	農林業経営の健全な発展のため、入会林野近代化法に基づき、入会林野等に係る権利を消滅させ、所有権等への明確化を行った。
		森林法(普及指導事業制度)	都道府県に林業普及指導員を置き、これらの者が、森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う事業	-	-	本法に基づき、47都道府県に5億円の林業普及指導事業交付金を交付し、森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及等をおこなった。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業・木材産業改善資金助成法	林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進 ()	-	-	本法に基づき、47都道府県において、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進するため、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施した。
		森林組合法	森林所有者の協同組織の発展を促進し、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図る	-	-	森林組合等の健全な発展を図るため、会社制度の根本的見直しを行った「会社法」が制定されたことに伴い、森林組合法においても監査期間の充実等新たに会社法において手当てされる各種措置を導入した。
		林業労働力の確保の促進に関する法律	・国による林業労働力の確保の促進に関する基本方針の策定 ・都道府県による林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定 ・林業労働力確保支援センターによる高性能林業機械の貸付等	-	-	林業労働力の確保に関する政策の基本的な方向等を明らかにするため、平成8年に国の基本方針を定めている。 また、全都道府県において基本計画が策定されている。
		森林国営保険法	森林国営保険法に基づく森林国営保険の適切な運用を通じた災害による損失の合理的な補てんを行う	-	-	本法に基づき、平成18年度において、森林の災害に対し、1万3千件程度の損失補てんを行った。
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち林業経営関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	平成13年3月策定の森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略について、平成18年9月に閣議決定された森林・林業基本計画を踏まえ改訂した。
		不動産取得税の特例	林業経営基盤強化法に基づくあっせんにより林地を取得した者に対する課税標準の特例	-	-	実績なし

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)				
	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進	強い林業・木材産業づくり交付金のうち 木材利用及び木材産業体制の整備推進	・木材加工流通施設、公共施設、エネルギー利用施設等の整備 ・川上川下の連携の構築等	木材(国産材)の供給・利用量 2,300万m ³ (平成27年目標)	6,990 の内数	木材流通施設の近代化、林産物の生産・加工・流通施設等65箇所、地域材を利用した低コスト化や耐火性能の向上などを図る先駆的な公共施設や文部科学省との連携による環境に配慮した学校(エコスクール)等の学校関連施設等20箇所、木質バイオマスを利用した木質ペレット製造施設や木質資源利用ボイラー等の木質バイオマスエネルギー供給施設及び利用施設11箇所を整備した。
		林業生産流通振興民間団体事業費補助金のうち 林業生産流通総合対策事業推進費補助金	・生産・加工・流通の合理化に係る設備導入、技術開発、普及啓発等を促進 ・民間団体が行う木材利用の推進に関する技術開発及び普及啓発等に対する支援		636	リースにより導入した木材供給の高度化に要する機械設備25件について、そのリース料に対する助成を実施した。 地域における木材利用を促進するため、地域の木材関連業者等との連携による供給ネットワークの構築等について、20府県において関係者に対する講習会等を実施した。
		林業生産流通総合対策事業推進費補助金のうち 持続可能な開発対策事業費	・地域材が幅広い層からの実需に結びつくようキャンペーン活動、フェアの開催、木質ペレットの規格化等を実施		201	地域材を利用する意義の浸透を図るためのシンポジウムを3回、地域材製品利用の優良事例等を紹介する企業向けセミナーを4回、エコ消費活動グループと連携した講習会等を8回開催するなど地域材利用に係る提案を実施した。
		林業信用保証事業交付金	農林漁業信用基金の林業信用保証事業の円滑な実施	平成15年10月から平成20年3月までの決算を通じた林業信用保証勘定の収支の均衡(損益ベース)	584	農林漁業信用基金の業務運営が円滑に実施された。 平成18年度実績は、平成19年9月頃に取りまとめ予定。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業信用保証事業費補助金	農林漁業信用基金の林業信用保証事業の円滑な実施		345	農林漁業信用基金の業務運営が円滑に実施された。 平成18年度実績は、平成19年9月頃に取りまとめ予定。
		販売事業に必要な経費	木材等林産物の販売	木材(国産材)の供給・利用量2,300万m ³ (平成27年目標)	1,053	管理経営基本計画に即して312万m ³ (見込値)の木材の販売を実施した(実績値は平成19年7月下旬取りまとめ予定)。
		生産事業に必要な経費	素材(丸太)の生産		5,175	管理経営基本計画に即して152万m ³ (見込値)の素材生産を実施した(実績値は平成19年7月下旬取りまとめ予定)。
		林業生産流通総合対策事業推進費補助金のうち木材新規用途開発促進事業費	新たな木材利用の技術開発の推進	リグノフェノールを1kg当たり3千5百円で製造するシステムを平成20年度末に開発する。	95	リグノフェノール製造の低コスト、高純度化に向けた研究課題の抽出及び今後の研究方法等の検討、施設整備、各種試験、評価分析等を行った。
		林業生産流通振興事業費補助金のうち林業生産流通総合対策事業推進費補助金	合法性等が証明された木材・木製品の円滑な供給が可能となるよう業界団体による自主的取組を支援	木材(国産材)の供給・利用量2,300万m ³ (平成27年目標)	120	合法性等の証明された木材の円滑な供給のための体制整備を支援するとともに、「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性等について、企業、消費者等に対し、 事業者説明会150回実施(参加約5,400人) パンフレット3種類作成配布(事業者向け、企業・消費者向け、海外向け) ホームページ開設(合法木材ナビ) 各種商品フェアでのPR 国際セミナーの開催を実施した。

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)				
		独立行政法人森林総合研究所運営費交付金 (うち木材関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,443 の内数	掲載論文数 462本 研究者数 449人 一人当たり論文数 1.03本/人
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金 (うち木材関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		154 の内数	中期目標の達成に必要な共同溝温湿度警報監視システム等の施設の整備を行った。
		木材の安定供給の確保に関する特別措置法	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画、木材安定供給確保支援法人による支援等特別な措置を講ずることにより、木材の安定供給の確保を図る	-	-	各都道府県が本法律に基づき、木材安定供給確保事業計画の認定を行っている。
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (うち木材関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	平成13年3月策定の森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略について、平成18年9月に閣議決定された森林・林業基本計画を踏まえ改訂した。
		所得税・法人税共通	租税特別措置法 第10条の2,第42条の5,第68条の10 第11条の9,第44条の9,第68条の10 建設発生木材等をチップ化し、木質ボード等に再資源化する廃木材・破砕再生処理装置や乾燥材の生産割合を高めるための木くず焚ボイラーの導入を促進	-	-	租税特別措置法 課税時期が翌年度となるため、平成18年度の減税実績の把握は平成19年度となる。なお、平成17年度における装置の導入実績は168件であった。
		所得税(新住宅ローン減税による減税)	租税特別措置法第41条 住宅取得の初期負担の軽減により、住宅建設が促進し、住宅建築分野において木材需給量の増大を促進	-	-	租税特別措置法第41条 住宅取得の初期負担の軽減により、平成18年の新設住宅着工戸数は129万戸となった。 (前年比104%)

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		固定資産税	地方税法附則第15条第14項 第15条第21項 建設発生木材等をチップ化し、 木質ボード等に再資源化する廃木材・ 破砕再生処理装置や乾燥材の生産割合を高めるための木くず焚ボイラーの導入を促進	-	-	地方税法附則課税時期が翌年度となるため、平成18年度の減税実績の把握は平成19年度となる。なお、平成17年度における装置の導入実績は261件であった。
		固定資産税(新築住宅に対する固定資産税の特例措置)	地方税法附則第16条第1項、第2項 住宅取得の初期負担の軽減により、住宅建設が促進し、住宅建築分野において木材需給量の増大を促進	-	-	地方税法附則第16条第1項、第2項 住宅取得の初期負担の軽減により、平成18年の新設住宅着工戸数は129万戸となった。 (前年比104%)
		不動産取得税	地方税法附則第11条第1項 木材産業の健全な発展等に資するため木材処理加工施設等の整備を促進	-	-	実績値は平成19年8月取りまとめ予定。